

議員定数及び報酬に関するレポート

提出期限 5月26日(月)正午まで No.1

議員定数及び報酬に関する調査特別委員会

委員氏名【 阿保 静夫 】

○現時点における考えとその根拠や理由について

[定数]

現状の12でよい。法定定数で人口5千人以上1万人未満の町村は22人となっています。この「法定定数」は、条例でこれを減少することができることになっていることから以前、本町議会では議論した結果、議員定数を12人と決めました。法定定数より10人少ない議員定数です。いろいろな住民の多様な意見を持ち寄って、行政に反映させるという点では、私はインターネットなどの通信手段、情報獲得手段が発達しているとはいえ、議員数は少ないのではないかと考えています。そして議員定数は住民の権利だとも考えるものです。

[報酬]

現状維持だが、改選前には議論をして結論を出すべきと考えています。在任中に自らの報酬について議論するのはなかなか難しいと感じています。改選期前に、改選後の報酬についての議論の方が自分としては取り組みやすいと思っています。基本的には、若い人や生業のある方でも一定の金額が補償されることが重要だと考えます。そのことにより町議会はいろいろな職業、年齢の方が議員として活動できることが望ましいと考えます。